

夏の交通安全県民運動

7月10日(木)～19日(土)

今夏の3つの重点運動

- 1 飲酒運転の撲滅
- 2 こどもと高齢者の交通事故防止
～横断歩道マナーアップ運動の推進～
- 3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

1 飲酒運転の撲滅

飲酒運転は犯罪です。「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、見逃さない」という意識を持ちましょう。

気をつけるポイント

- ◆ 飲酒をするときの体調と翌日の運転予定を考えて、「適正飲酒」を心掛けましょう。
- ◆ 運転前にアルコールが残っていないか、アルコール検知器で確認しましょう。
- ◆ 飲酒運転を見かけたら、必ず110番通報しましょう。

2 こどもと高齢者の交通事故防止

～横断歩道マナーアップ運動の推進～

夏休み期間中の子どもたちは、交通事故に遭う危険性が増えます。夏休みになる前に、交通ルールにつ

て家庭で話し合いましょう。

また、高齢者の交通事故による死者数の割合が全体の約6割と高くなっています。

運転時、歩行時には余裕をもって早めに対応するよう心掛けましょう。
気をつけるポイント

- ◆ 歩行者は、止まって、見て、合図を出して、車が確実に停止するのを待って、渡りましょう。
- ◆ 道路を渡るときは、遠回りになっても、横断歩道を渡りましょう。
- ◆ 高齢運転者は、身体機能の変化に応じた安全運転を心掛けましょう。
- ◆ 運転者は、横断歩道に横断者がいる時は必ず一時停止し、横断者を優先させましょう。

3 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守

通ルールの遵守

電動キックボードも自転車と同じ「車両」の仲間です。自転車や特定小型原動機付自転車でも「ながら運転」や「飲酒運転」をした場合、罰則があります。交通ルールを確認して安全に使用しましょう。

また、自転車・特定小型原動機付自転車の利用者は、ヘルメットを着用

することが努力義務化されています。

自分の命を守るためにもヘルメットを着用し、「自転車安全利用五則」など交通ルールを守り、安全に利用しましょう。

気をつけるポイント

- ◆ 自転車や特定小型原動機付自転車に乗るときは、ヘルメットを着用しましょう。
- ◆ 安全な速度と方法で進行しましょう。(見通しの悪い交差点は徐行止まれ)の標識があるときは必ず一時停止)
- ◆ 「ながら運転」は絶対にやめましょう。
- ◆ 自転車保険(特定小型原動機付自転車は自賠責保険)に加入しましょう。

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

事故にあったら

運転中または歩行中に交通事故にあつたら、落ち着いて行動しましょう。

① 安全の確認

◆ けが人がいる場合は、その救護が最優先です。すぐに119番通報して救急車を呼びましょう。

◆ 交通事故の直後は、精神的に動揺・興奮していて、痛みやしびれに気付かないことがあります。けがによつては、数日後に症状が表れ、死亡するケースもあるため、けがの有無に関わらず、必ず病院を受診しましょう。

② 道路上の危険防止

二次災害を防ぐため、自動車または自転車・特定小型原動機付自転車は歩道の端などの安全な場所に移動させましょう。

③ 警察へ通報

現状の状況を確認し、警察に通報しましょう。

④ 相手の確認

相手の名前、住所、連絡先を確認しておきましょう。

⑤ 保険会社への連絡

加入している保険会社にも連絡しましょう。

● 問い合わせ先

生活安全課

☎(580)1897